

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

下水汚泥再資源化物売買契約書（案）
(令和7年12月17日修正版)

令和7年12月

広 島 市

下水汚泥再資源化物売買契約書（案）

1 事 業 名 広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

2 履 行 場 所 広島市西区扇一丁目

3 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 契 約 金 額

(1) 下水汚泥再資源化物（燃料化物としての利用）1トン当たりに係る契約金額

金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）

(2) 下水汚泥再資源化物（肥料としての利用）1トン当たりに係る契約金額

金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円）

5 契 約 保 証 金

上記の事業について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な下水汚泥再資源化物売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は別紙の運営業務共同企業体協定書により、下水汚泥再資源化物売買契約書記載の業務を共同連帶して履行する。受注者がＳＰＣを設立している場合には、当該ＳＰＣが下水汚泥再資源化物売買契約書記載の業務を履行する。

下水汚泥再資源化物売買契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

代 表 者 広島市

代表者 広島市長 松井 一實

受 注 者

前　文

本事業に関し、発注者と受注者である維持管理・運営事業者その他の当事者の間で、2026年（令和8年）○月○日付けで契約を行った基本契約書（以下「基本契約」という。）に従い、発注者と維持管理・運営事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付契約条項によって、公平な下水汚泥再資源化物売買契約（以下「本下水汚泥再資源化物売買契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本下水汚泥再資源化物売買契約は、基本契約に基づき締結される、発注者と工事請負事業者との間の工事請負契約及び発注者と維持管理・運営事業者との間の維持管理・運営業務委託契約により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 本下水汚泥再資源化物売買契約は、発注者を売主とし、維持管理・運営事業者を買主とする下水汚泥再資源化物（新設の下水汚泥再資源化施設により要求水準書に基づき製造される有価物をいう。以下同じ。）の売買に関する事項を定めるものである。
- 2 発注者及び維持管理・運営事業者は、発注者が本事業の入札において2025年（令和7年）9月19日付けで公表した広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業入札説明書及び要求水準書（「[入札説明書等に関する質問に対する回答書](#)」を含む。）（以下「[入札説明書等](#)」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本下水汚泥再資源化物売買契約（この契約並びに要求水準書及び技術提案書（本事業の入札手続において入札説明書等に基づき作成し期限内に提出された書類・図書並びに事業契約の締結及び履行において維持管理・運営事業者その他構成員からなされた提案の一切をいう。以下同じ。）を内容とする下水汚泥再資源化物の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本下水汚泥再資源化物売買契約、要求水準書及び技術提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本下水汚泥再資源化物売買契約、要求水準書、技術提案書の順とする（個々の質問に対する回答は、当該回答において言及する書類の補足又は修正として取扱い、その効力は当該優先順位に従うものとする。）。ただし、技術提案書の内容が要求水準書に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。
- 3 維持管理・運営事業者は、本下水汚泥再資源化物売買契約の有効期間の全期間において、汚泥再資源化物の適切な利用が継続されることが発注者における下水汚泥の有効利用及び温室効果ガス排出量の削減に寄与するものであることを認識しつつ了解しており、下水汚泥再資源化物の買い取り及び利活用先を確保するものとする。
- 4 本下水汚泥再資源化物売買契約に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 本下水汚泥再資源化物売買契約の履行に関して発注者と維持管理・運営事業者のとの間で用いる言語は日本語とする。
- 6 本下水汚泥再資源化物売買契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本下水汚泥再資源化物売買契約の履行に関して発注者と維持管理・運営事業者の間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 8 本下水汚泥再資源化物売買契約、要求水準書及び技術提案書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 9 本下水汚泥再資源化物売買契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本下水汚泥再資源化物売買契約に係る訴訟については、広島地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 維持管理・運営事業者が運営業務共同企業体を結成又はS P Cを設立している場合においては、発注者は、本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく全ての行為を当該運営業務共同企業体の代表者又は当該S P Cに対して行うものとし、発注者が当該運営業務共同企業体の代表者又は当該S P Cに対して行った本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく全ての行為は、当該運営業務共同企業体の全ての構成員又は当該S P Cに対して行ったものとみなし、また、維持管

理・運営事業者は、発注者に対して行う本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく全ての行為について当該運営業務共同企業体の代表者又は当該ＳＰＣを通じて行わなければならない。

1 2 維持管理・運営事業者が本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく賠償金、損害金又は違約金その他の金銭を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該支払期限における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した遅延利息の額を請求することができる。

(利活用等)

第2条 維持管理・運営事業者は、要求水準書に定めるとおり、発注者と十分に協議を行った上で、維持管理・運営事業計画書を維持管理・運営業務開始の3か月前までに完成させ、発注者に提出し、確認を受けること。

2 年度別及び月別の下水汚泥再資源化物の運営計画は、要求水準書に定めるとおり、年度別業務履行計画書及び月別業務履行計画書として、発注者に提出し、確認を受けること。

(買取予定量)

第3条 買取予定量は、維持管理・運営事業計画書及び年度別業務履行計画書に定める数量とする。

2 維持管理・運営事業者が実際に買い取った数量が前項の買取予定量を下回った場合、発注者は維持管理・運営事業者に対して下回った分の買取予定量に買取単価を乗じた金額を請求することができる。ただし、維持管理・運営事業者が買取予定量を買い取れない原因が、脱水汚泥を発注者が維持管理・運営事業者に供給できない等、発注者の責めに帰する事由によるものであるときは、発注者はかかる請求を行えない。

(契約の保証)

第4条 維持管理・運営事業者は、引継ぎ期間を除く維持管理・運営期間における各事業年度に關し、当該事業年度の開始する日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本下水汚泥再資源化物売買契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) 本下水汚泥再資源化物売買契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第4項において「保証の額」という。）は、次の式により求められる額の10分の1以上としなければならない。ただし、保証の額が100万円未満であり、かつ維持管理・運営事業者が本下水汚泥再資源化物売買契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約保証金の納付を免除する。

保証の額=契約金額の単価×各年度の買取予定量×1／10以上

3 第1項の規定により、維持管理・運営事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付した

ときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の単価に変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の単価に基づき第2項により計算される金額に達するまでは、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、維持管理・運営事業者は、保証金額の減額を請求することができる。

(下水汚泥再資源化物の引渡等)

第5条 発注者は下水汚泥再資源化物を製造後遅滞なく維持管理・運営事業者に有価にて提供し、維持管理・運営事業者は、提供された下水汚泥再資源化物の規格を満たしていない場合を除き、下水汚泥再資源化施設において製造された下水汚泥再資源化物を全量買い取るものとし、速やかに引き取るものとする。

2 下水汚泥再資源化物の所有権は、維持管理・運営業務委託契約に基づく業務の遂行過程で下水汚泥再資源化物を運搬車両への積み込みが完了した時点で発注者から維持管理・運営事業者に移転されるものとし、その時点で発注者による維持管理・運営事業者に対する引渡しが完了したとみなされるものとする。

3 維持管理・運営事業者は、本下水汚泥再資源化物売買契約に基づき発注者から買い取る下水汚泥再資源化物の全量を技術提案書に基づき売却し、技術提案書に定める下水汚泥再資源化物有効利用企業（以下「下水汚泥再資源化物有効利用企業」という。）をして技術提案書に従って利用させるものとし、そのための契約を下水汚泥再資源化物有効利用企業と締結するものとする。

4 発注者は、下水汚泥再資源化物の品質に関し、如何なる保証も行わず、維持管理・運営業務委託契約に基づき発注者が脱水汚泥の性状等により責任を負う場合を除き、下水汚泥再資源化物の品質、性状及び内容等並びにそれらを原因として生じた損害等（下水汚泥再資源化物有効利用企業に生じた損害等を含む。）について、何ら契約不適合責任その他の如何なる責任も負わない。

(下水汚泥再資源化物の価格)

第6条 下水汚泥再資源化物の価格は、1tあたり〇〇円を基本とする。

2 前項の価格は、別紙1のとおり、発注者及び維持管理・運営事業者の間で協議して年度ごとに変更できるものとする。

(売払金額の支払)

第7条 維持管理・運営事業者は、発注者が当該事業年度分の納入通知を出してから30日以内に下水汚泥再資源化物の売買代金を発注者に支払わなければならない。

2 維持管理・運営事業者が代金の支払いを遅延したときは、維持管理・運営事業者は発注者に遅延損害金を支払うものとする。遅延損害金は、下水汚泥再資源化物の代金に対し、支払遅延防止法の率を乗じた額とする。

(実績確認)

第8条 発注者が下水汚泥再資源化物有効利用企業における利用状況その他下水汚泥再資源化物利用に係る実績の確認を行う場合には、維持管理・運営事業者はこれに協力しなければならない。

(不可抗力等)

第9条 天災その他やむを得ない事由のために、本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく維持管理・運営事業者による下水汚泥再資源化物の買い取りの継続が不可能又は著しく困難となった場合（下水汚泥再資源化物有効利用企業における利用状況その他下水汚泥再資源化物利用に係る実績が本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく買取量を下回る場合を除く。以下「買取継続阻害事由」という。）、維持管理・運営事業者は、買取継続阻害事由の内容及び今後の見込みについて、それらを基礎づける資料を付して、発注者に通知しなければならない。

2 発注者及び維持管理・運営事業者は、本下水汚泥再資源化物売買契約又は要求水準書若しくは技術提案書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項についての協議を申し入れることができる。

3 維持管理・運営事業者が前項の定めるところに従って申し入れた日から60日以内に協議が調わない場合、発注者は、維持管理・運営事業者に対して、買取継続阻害事由に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。維持管理・運営事業者は、当該指図に従うものとし、また、当該指図において発注者が全部又は一部を自己の負担とする旨を条件として定めない限り、その損害、損失又は費用をすべて負担するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 維持管理・運営事業者は、事前に発注者からの書面による承諾を得た場合を除き、本下水汚泥再資源化物売買契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

(有効期間)

第11条 本下水汚泥再資源化物売買契約の有効期間は2032年（令和14年）4月1日から2055年（令和37年）3月31日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、発注者は、維持管理・運営事業者がその責めに帰すべき事由により本下水汚泥再資源化物売買契約に違反したときは、維持管理・運営事業者に最長60日の猶予期間を与え、猶予期間内に是正が認められないときは本下水汚泥再資源化物売買契約を解除できるものとし、当該解除により維持管理・運営事業者又は下水汚泥再資源化物有効利用企業その他の第三者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、工事請負契約若しくは維持管理・運営業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合、又は締結している工事請負契約若しくは維持管理・運営業務委託契約のいずれかが解除された場合、本下水汚泥再資源化物売買契約は当該日付をもって終了する。ただし、本項に基づく本下水汚泥再資源化物売買契約の終了後も、発注者又は維持管理・運営事業者の相手方に対する損害賠償請求その他既発生の責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は妨げられない。なお、工事請負契約若しくは維持管理・運営業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合、又は締結している工事請負契約若しくは維持管理・運営業務委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、これにより維持管理・運営事業者又は下水汚泥再資源化物有効利用企業その他の第三者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

(補則)

第12条 本下水汚泥再資源化物売買契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と維持管理・運営事業者とが協議して定める。

(以下余白)

別紙1 物価変動等による下水汚泥再資源化物の価格の見直し

1. 見直しの対象

下水汚泥再資源化物の価格について、一定以上の物価変動が生じた場合、当該年度の翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格を見直すことができる。

なお、下水汚泥再資源化物の価格のうち、消費税及び地方消費税を除いた部分を対象として行う。

2. 見直しの条件

下水汚泥再資源化物の利用用途に対応する指標により算定した翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格と、前回見直し時の指標により算定した翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格との変動率が±1.5%を超える場合に見直しを行うものとする。

3. 見直し時期

令和14年4月の維持管理・運営業務の開始に先立ち、令和13年10月を初回とし、以降毎年10月に翌年4月から始まる翌年度の下水汚泥再資源化物の価格の見直しに係る協議を行うものとする。

なお、協議にあたり、維持管理・運営事業者は、必要な期間における物価変動指標について調査し、発注者に提出するものとする。

4. 例外的な見直し方法の採用

次項による見直し方法が適当でないと発注者が認めた費用項目については、発注者と維持管理・運営事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとする。

5. 算定式

次式に従って、当該年度の費用項目に係る変化率を基に、当該費用項目の下水汚泥再資源化物の価格から翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格を算出する。

なお、算定額は1円単位とし、円未満切捨てとする。

$$Y = X \times (\text{変化率})$$

ここに、Y：見直し後の翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格

X：見直し前の翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格

(初回の見直しにおいては、入札時の費用項目ごとの下水汚泥再資源化物買取費)

なお、当該費用項目に対応する指標の変化率は、以下の数式により算出する。

(変化率) = 当該年度の指標 / 前回見直し時の指標

ここに、変化率 : 当該費用項目に係る変化率（小数点第2位未満切り捨て）

当該年度の指標 : 当該費用項目に係る当該年度の指標の直近の12か月平均値

前回見直し時の指標 : 当該費用項目に係る前回見直し時の指標（初回の見直しにおいては入札時の直近の12か月平均値）

上式により算出した当該費用項目ごとのYとXとの差額が、後者の±1.5%を超える場合は、Yに見直すものとする。

また、上記差額が±1.5%を超えない場合は、翌年度以降の下水汚泥再資源化物の価格の見直しは行わない。

各費用項目に対応する物価変動指標については、表1-1のとおりとする。

表1-1 物価変動指標

費用項目	変化率として用いる指標
石炭製品	国内企業物価指数／石炭製品（日本銀行調査統計局）
肥料	農業物価指数／肥料（農林水産省大臣官房統計部）